

コミュニティラボ設計業務委託
公募型プロポーザル競争実施要領

1 目的

令和6年度コミュニティラボ設計業務の委託に当たり、公募型プロポーザル競争の実施に必要な事項を定める。

2 業務等概要

(1) 名称

コミュニティラボ設計業務

(2) 目的

熊谷市において地域の未来を発見していくため、多様な方がその属性や時間・場所などの制約にとらわれずにネットワークを形成し、自己実現を図るための場を提供することを目的としてコミュニティラボを設置する。

設置するコミュニティラボは、市民協働（居場所）と産業創造（ラボ）の両方の性格を併せ持ち、WEBとリアルの両方で場を提供することが特徴だが、定着、運営、発展の方向性が課題となる。

この課題に対し、これまで進めてきたデータ蓄積と活用、新技術導入だけではなく、生活する市民や地元産業関係者をはじめ、アイデアやノウハウを持つ外部人材をも巻き込んだ「公民連携」により取り組み、ブランディングによる共感を得ることや定着・発展のための外部人材のネットワークづくり等について、外部から専門的な知見を得ること、共創の関係により付加価値を生むこと、市民等のコミュニティラボへの関心を高め、参加を促し、コミュニティ同士のつながりの輪を広げることを目的とする。

(3) 内容

- ① プロジェクトマネジメント業務
- ② コミュニティラボに関する企画・ネットワークづくりの相談、アドバイス業務
- ③ コンセプトビジュアル（*）の作成業務

（*）コンセプトビジュアル：コミュニティラボの認知と参加の促進のための概要をわかりやすく表したもの

- ④ その他

(4) 期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

3 予算額

業務等に要する費用の上限は3,200,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4 実施形式

公募型

5 参加資格

(1) プロポーザル競争に参加できる者（提案者となろうとする者）は、公告から契約候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

① 熊谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成18年規則第81号）又は熊谷市物品等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成18年規則第82号）に基づく資格者名簿に登載されていること。

② 熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成17年訓令第62号）又は熊谷市物品の買入れ等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成19年訓令第50号）による措置を受けていないこと。

③ 令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。

④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

⑤ 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(2) 前項第1号の規定にかかわらず、プロポーザル競争の実施に必要と判断される場合において、資格者名簿に未記載の者に対し、次に掲げる書類を提出させる等の方法により審査を行い、適当と認められるときは、当該プロポーザル競争に参加させることができる。

① 概要書（参考様式1）

② 使用印鑑届（参考様式2）

③ 法人にあつては、履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）

④ 個人にあつては、身分（身元）証明書及び誓約書

⑤ 財務諸表

⑥ 法人にあつては、直近年度の法人市民税（事業所が市内にある場合のみ）、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

⑦ 個人にあつては、直近年度の市民税（市内に住所がある場合のみ）、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

⑧ 業務経歴書

⑨ 個人にあつては、成年被後見人、被補佐人、被補助人又は未成年である場合は同意書（申請日前3か月以内に作成したもの）

(3) 協力連携事業者要件

単体の法人が本業務の提案をするにあたり、業務遂行の円滑かつ実現性の高い計画とするため、協力できる事業者との連携を行う場合は、5参加資格に掲げる(1)②

から⑤の要件すべてを満たす事業者と連携することとする。

6 参加申込手続

- (1) プロポーザル競争に参加を希望する者は、提出期限までにデータ又は書面で次の書類を提出すること。

	必要書類（様式）	書面の場合の部数
ア	参加申込書（様式2）	1部
イ	会社等概要整理表（様式3及び事業について包括的に記載しているパンフレット等）	8部
ウ	業務実績調査書（様式4）	8部
エ	5(2)に該当する場合はその書類	1部

- (2) 提出期限

令和6年5月2日（木）15時まで

- (3) 提出先

市長公室政策調査課（〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1）

seisakuchosa アットマーク city.kumagaya.lg.jp

※ “アットマーク” 部分は「@」に置き換えてください。

- (4) 提出方法

メール、持参又は郵送により提出すること。

郵送による場合は、提出期限までに提出先に必着とする。受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市は一切の責任を負わないものとする。

7 参加資格の審査方法及び審査結果の通知

参加申込者の参加資格を本要領に基づき審査し、申込者全員に審査結果を通知する。

8 質問及び回答

- (1) 質問方法

質問がある場合は、質問書（様式1）に質問事項を記載の上、電子メールにより提出する。メール送信後、必ず電話により着信を確認すること。電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問期限

① 参加申込、企画提案書作成に関する質問

令和6年4月18日（木）から令和6年4月24日（水）15時まで

② 企画提案書作成に関する質問

令和6年5月8日（水）から令和6年5月10日（金）15時まで

(3) 提出先電子メールアドレス

seisakuchosa アットマーク city.kumagaya.lg.jp

※ “アットマーク” 部分は「@」に置き換えてください。

(4) 回答方法

熊谷市ホームページに掲載する。

(5) 回答日

① 令和6年4月26日（金）

② 令和6年5月13日（月）

9 企画提案（プロポーザル）手続

企画提案（プロポーザル）競争への参加資格が認められた者は、提出期限までにデータ又は書面で次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

書面の場合是一式ごとにファイリングし、8部（正本1部副本7部）用意すること。

	必要書類（様式）	書面の場合の部数
ア	企画提案書（表紙：様式5、内容は様式自由）	8部
イ	見積書（A4判様式任意）	8部
ウ	その他必要とする書類	8部

(2) 提出期限

令和6年5月15日（水）15時まで

(3) 提出先

市長公室政策調査課（〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1）

seisakuchosa アットマーク city.kumagaya.lg.jp

※ “アットマーク” 部分は「@」に置き換えてください。

(4) 提出方法

メール、持参又は郵送により提出すること。

郵送による場合は、提出期限までに提出先に必着とする。受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市は一切の責任を負わないものとする。

10 企画提案書作成方法

企画提案書の構成は以下のとおりとし、表紙のほか、任意の様式で作成すること。

(1) 提案書の構成

① 企画提案書表紙（様式5）

② 企画提案書（様式自由）

ア 実施体制、スケジュール、業務実績

- ・本業務の実施にあたり必要な実施体制に関する考え方
- ・導入スケジュールの提案
- ・業務実績10件以内

イ 連絡調整に関する考え方・方法

ウ コミュニティラボに関する企画・ネットワークづくりに関する相談、アドバイス業務の考え方・方法

エ コンセプトビジュアル作成の考え方・方法

オ その他有益な提案

③ 業務工程表（様式6）

④ 業務従事者実績調書（様式7）

⑤ 業務実施体制及び体制図（様式8）

⑥ その他必要に応じて資料を添付

(2) 企画提案のポイント

① 業務の目的と効果

- ・仕様書のとおり

② 業務の要件

- ・仕様書のとおり
- ③ 特性や課題
 - ・市民協働（居場所）と産業創造（ラボ）の両方の性格を併せ持ち、WEBとリアルの両方で場を提供することが特徴だが、定着、運営、発展の方向性が課題となる。
- ④ 企画提案を求めるポイント
 - ・コミュニティラボの定着、運営、発展に関する相談に対し、知見に基づきどのような対応を想定するか。
 - ・外部人材のネットワークづくりに関する相談に対し、知見に基づきどのような対応を想定するか。
 - ・令和7年度以降のイベントコンセプト提案と提案の企画化に関し、どのようなアイデアがあるか。

11 審査方法

本要領、仕様書等に基づき提出された書類等について、以下の方法により審査する。

(1) 参加資格審査

① 審査方法

参加申込時に提出された書類について、政策調査課において書面審査を行う。

ア 日時

令和6年5月7日（火）

イ 場所

政策調査課内

② 通知

審査結果を参加資格審査結果通知書により通知する。

③ 通知の時期

令和6年5月8日（水）

④ 参加資格を有することが認められないと判断された者が、理由の説明を求めることができる期間及び方法

ア 期間

令和6年5月8日（水）から5月14日（火）まで

イ 方法

文書（様式任意）をメールで提出すること。

(2) 企画提案（プロポーザル）審査

本要領、仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、以下の方法によりコミュニティラボ設計業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が審査を行う。

① 審査方法

ア 日時

令和6年5月17日（金）午前 ※詳細は別途通知する。

イ 場所

熊谷市宮町二丁目47番地1 熊谷市役所3階 303会議室（予定）

ウ 持ち時間

各者30分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑・応答10分以内）

エ 内容

企画提案書の内容について説明を行い、審査委員会委員が行う質問に回答する。追加資料は不可とし、企画提案書の概要版の配布は可とする。

オ 特別な理由がなく開始時刻に遅れた場合は失格とする。

② 評価方法

ア 採点

審査委員会委員が評価採点基準項目ごとに評価した配点から、委員ごとの評価点を算出し、各委員の評価点を合計して合計評価点とする。

イ 選定

合計評価点で最高点を得たものを契約候補者として特定する。なお、最高点を得た者が2者以上ある場合は、「コミュニティラボに関するネットワークづくりの相談、アドバイス業務」の点数が最も高い者を候補者とする。更に同点の場合、「コミュニティラボに関する企画の相談、アドバイス業務」の点数の最も高い者を契約候補者とする。

最高点に続く合計評価点を得た者を次点候補者、第3位の合計評価点を得た者を第3候補者として特定する。

ウ 評価採点基準及び配点表（審査委員会委員1人当たり）

評価採点基準項目	配点
プロジェクトマネジメント業務	10点

コミュニティラボに関する企画の相談、アドバイス業務	25点
コミュニティラボに関するネットワークづくりの相談、アドバイス業務	25点
コンセプトビジュアルの作成業務	20点
その他有益な提案	10点
提案価格	$\frac{10 \text{点} \times \text{最低提案価格}}{\text{提案価格}}$
合 計	100点

エ 評価点の考え方（提案価格以外）

各審査委員会委員は、評価採点基準項目ごとに、最も優れた提案をした1者のみに満点を付し、それに比較して他者には2点以上減点した点数を付す。（他者の点数は同点数可）

なお、参加者が1者の場合は、上記にかかわらず、評価採点基準項目ごとに、当該提案に対し相当と認める点数を付することとする。

オ 最低基準点の設定

最低基準点については、合計評価点が6割以上とする。ただし、1者のみ応募の場合は、配点表の合計点から提案価格点を除いた点数の6割とする。

カ プロポーザルの参加資格が無効となる場合

提出書類に虚偽の記載があった場合、参加資格を無効とし、評価採点の対象としない。

③ その他

機器等必要な場合は以下のとおりとする。

ア パソコン等は提案者が用意すること。

イ プロジェクター（HDMI 接続）及びスクリーンは市が用意する。

12 選定結果

(1) 通知方法

企画提案（プロポーザル）審査参加者に対して文書により通知する。

(2) 通知時期

令和6年5月22日（水）（予定）

(3) 選定結果の公表

選定過程の透明性を確保するため、次の事項を熊谷市ホームページにおいて公表する。なお、選定されなかった提案者が1者であった場合は、当該提案者の評価点は公表しない。

- ① 契約候補者の名称
- ② 全提案者の名称 ※申込順
- ③ 全提案者の評価点 ※得点順
- ④ 契約候補者の選定理由
- ⑤ コミュニティラボ設計業務委託プロポーザル審査委員会委員の氏名及び選任理由

13 契約締結

選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約を締結する。なお、この場合、契約候補者はあらためて見積書を提出するものとする。

14 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全てのデータ及び書類は、返却しない。
- (2) 提出後の追加、修正及び削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でプロポーザル競争に係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることができる。
- (5) 企画提案書の提出は、1者1案とする。

15 情報公開及び提供

プロポーザル競争における契約候補者選定の過程等の透明性を確保するため、プロポーザル競争の実施に関する情報を以下に基づき公開及び提供するものとする。

ただし、企画提案者の正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があり、プロポーザル競争の契約候補者選定に影響を及ぼす恐れがある情報は選定後の公開とする。

- (1) 熊谷市情報公開条例（平成17年条例第10号）の規定に基づき公開する。

- (2) 契約候補者選定に影響を及ぼさないよう行う。
- (3) 提案者の正当な利益を害さないよう行う。
- (4) 選定結果の公表は、次の内容を標準とする。
 - ただし、提案者が2者の場合は、評価点の公表は契約候補者のみとする。
 - ① 契約候補者の名称
 - ② 全提案者の名称 ※ 申込順
 - ③ 全提案者の評価点 ※ 得点順
 - ④ 契約候補者の選定理由
 - ⑤ プロポーザル審査委員会委員の氏名及び選任理由
- (5) 各号に掲げるもののほか、市ホームページ等を活用し情報提供するよう努める。
 - ① 契約候補者選定前
実施要領、仕様書
 - ② 契約候補者選定後
プロポーザル審査委員会設置要綱

16 その他

- (1) 言語及び通貨単位
 - 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 費用負担
 - 書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費は全て提出者の負担とする。また、やむを得ない理由によりプロポーザル競争を中止する場合、プロポーザル競争に要した費用については市に請求できないものとする。
- (3) 参加辞退の場合
 - 参加申込書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加を辞退する旨を記載した書面（様式は任意）を、速やかに政策調査課に提出するものとする。
- (4) 失格事項
 - 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
 - ① 参加資格要件を満たしていない場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③ 実施要領等で示した提出期限、提出先、提出方法、書類作成方法等の条件に適

合しない書類の提出があった場合

- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 見積書の金額が、「3 予算額」を超過した場合

(5) 知的創造物についての権利等

企画提案書等の著作権及び産業財産権は、提案者に帰属するものとする。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等について、市は提案者の許諾を得た上で、特段の対価なく使用（複製、転記又は転写をいう。）できるものとする。

また、企画提案書等において第三者の著作権及び産業財産権の対象となっているものを使用したことにより生じた責任は、提案者が負うものとする。

17 日程

令和6年4月18日（木）		実施公告、参加申込及び質問受付開始
4月24日（水）	15時	質問締切
4月26日（金）		質問に対する回答日
5月2日（木）	15時	参加申込締切
5月8日（水）		参加申込審査結果通知 企画提案に関する質問受付開始
5月10日（金）	15時	質問締切
5月13日（月）		質問に対する回答日
5月15日（水）	15時	企画提案（プロポーザル）書類提出締切
5月17日（金）		プレゼンテーション審査
5月22日（水）		選定結果通知

18 問合せ先

熊谷市市長公室政策調査課 担当 森

住所：〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1

電話：048-524-1111（内線368）

FAX：048-525-9222

電子メール：seisakuchosa アットマーク city.kumagaya.lg.jp

※ “アットマーク” 部分は「@」に置き換えてください。